（定價二錢）　（郵便省認可）

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙あり

時事新報

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價左ノ如シ
一枚五錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送ニテ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行廿四字詰	一行二付一箇月	一行二付二箇月以上六箇月迄	一行二付七日以上十五日迄
自一行至十行	十錢	八錢	七錢
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢五厘五毛

一行二付十六日以上	六錢	八厘
	五錢	九厘五毛
	五錢	八厘

第千八百三十六號　明治廿一年二月十六日　木曜日　舊戊子正月五日（丁巳）
（西暦一千八百八十八年）

時事新報

地方官諮問會

各府縣の長官は遅〳〵東京に集りて諮問會を開ひたり今回の會議は專ら地方自治の制度に關する事のよし如何なる制度改革にや未だ知る可らずと雖も必ず地方人民の便利を謀るまでならん又此の會議に拘はらず各長官之出京に任せて中央政府に出入し又貴族の人に面接し公に私に地方の狀況を陳べて問ふこともあらん問はるゝまでもあらんなれば其際に當り我輩の願ふ所は中央政府も地方長官も共に注意して官民の繁文を除き官吏の費を省き以て斯民を休養するの要と忘れざるの一點に在るのみ抑も現行の法律諸規則に就て世上に其得失の評論喧しく我輩の常に耳にする所にして變換と新なるもの少なからずと雖も我輩の云ふ繁文を除くとは必ずしも其法律の根底より俄に改革せんとの所望に非ず又その諸規則を一時に取除かんとの注文にも非ず假令へ今日のまゝの法律規則にても之を實際に施行するに當り勉めて簡易を主とすると雖と繁雜に亘るとは相違は實に容易ならずして其民間に紛擾する所の利害には天淵の差を見る可きまでなれば唯その繁を去て簡に就かんまでを願ふのみ例へば稅を徴收するに二名吏人が同一の視法に從て徴收するに甲は納稅の紀則者を猶優するまでは非常の數に達て乙は全く然らざるが如きは各府縣共に實驗する所の事例なる可し等しく一地方の人民にして其貧富も其智德も大概似寄の者なるに其一部分に紀則多くして他の一部分は然らざるの道理はなければも唯吏人の心得次第にて吏人を得ることも易く又吏人を見ざるまでも易く簡を主とすると繁を厭ふの弊は正に此邊に事跡の現るゝを見る可し我輩が毎度論說する如く人民が疲弊を拂ふて稅に供するは國より強磁なりと雖も時としては其納る所の稅の金よりも官邊の公式に不繁内にして心配する其徒勞費の方、却て難堪なるは事情あるは世人の常に聞て學ふ可らざる所なり又納稅の一事のみならず警察とても商や之に類することなれば非ず政治上の警察に水も洩らさぬ其仕組よりして時として其餘り丁寧嚴密に過きて存上の外の行違ひを生ぜ官民共に困と時とを費して雙方共に失望するが如き是は餘儀なき次第として探又民事の警察の醉漢が路傍に醉倒するを巡査が見者り其方は何故に斯る處に倒れさるや病氣にはわらずやと深切に注意するを聞て醉漢は前後を辨へず此方が勝手に此處に熟睡するを何者なれば來て人の睡を驚かすなど〻醉夢中の漫語放言に巡査も少しく立腹し兎に角に屯所まで參れとて之を引立て篤と吟味すれば全く酩酊に相違もなし然らば放免以後は謹めよと申渡されて其中に醉も醒め家に歸りし頃い最早曉に近く一夜火の氣もあき屯所に留められたるが爲めに風邪に感じたりと云ふ是れとても最初巡査が醉漢と咎めたるは其病氣あるやを糺し又病氣ならざるも路傍に臥して い攝生に宜しからず感冒の恐れありなど云ふ誠に優しき注意なれども其際に恩寄らざる間違ひと起して果ては本人の風邪と爲り風邪と注意して却て風邪を生ぜたるものと云ふ可し本來下等社會の者共が酒に醉ふて路傍に倒るゝが如きは田舍に珍らしからぬまでなれば少々の不體裁は之を大目に見て見遺しにするこそ太平世の吉祥なれと我輩は絮り警察の情誼寛大を願るものなり

一家の世帶に下女下男は數と多くそれは掃除などは能く行屆いて客來の取次應接等に至るまでも都合好しと雖も又一方より考れば其數の不相應に多きが爲めに却て家事と煩はしくするのみならず女部屋男部屋も要用に充て給金は勿論飲食火鉢ランプの數も殖えて思はざる所に失費を增すものなり然るのみならず其下女下男も既に給金を取りて家事を勤る約束なれば閑散は固より得意なれども餘り無事なるも外見の不體裁かと〻何か用事を求めて家の内外に周旋奔走し入らざる事に手を着けて夏の差入りに障子を張替へ冬の將さに來らんとするに簾と持出す等樣々れ新工風と運らして却て家事と繁にして冗費を增すが如き奇談なれども之は能は主人の留主又机の邊を奇麗に掃除して筆硯文書の置位を轉換し主人が起草の紙を反故に戻して取棄てたるなどは毎度人の話にも聞き我輩が自分に實驗したることもあり畢竟下女下男が其働振と示さんとするの情に出たるまでにして功名の出來損じと云ふも可ならん左れば今日地方の施政は一家の家事に異なり法律章程の正しきものありて事務整然たる可しと雖も其事務の或る部分には官員の數不足するよりも寧ろ餘りありて之が爲めに却て事を繁にするが如き弊はなれやと我輩の病に掛念する所なり一部分の樣子を聞けば地方官の繁忙は非常にして早朝より官廳に出頭し惡夜に入るまでと聞る者あれども又一方には隨分不怠の仕事の紀もあるとも多しと云ふ我輩曾て其實際を見ざれば敢て妄評を下すには非ざれども家と捻ひるの實驗に於て然るが故に若しも但實の事情もあらんかと思ひ實際に叶ふ丈は官吏の數を減して地方費を省かんまでを願るのみ地方官と云ひ書記と云ひ病れも人民に直接するもれなる可らず差し我輩が現行の法律規則の是非得失を問はず其主人にても繁と去り簡に就かんと勸告するも其意は此邊に在るものなり

（以下次號）

時事新報

官報

○海軍省令第三號
海軍下士以下給與概則第九條ニ左ノ一項ヲ追加ス
明治廿一年二月十五日　海軍大臣伯爵西鄕從道
軍樂生ニ樂器ヲ命ジタルトキハ三等軍樂手加俸十分ノ七ヲ給與ス

○大藏省訓令第七號　北海道廳　府縣　沖繩縣ヲ除ク
十九年（七月）訓令第三十三號內國稅未納追徵整理順序甲乙號樣式凡例中左ノ通リ改正ス
明治廿一年二月十五日　大藏大臣伯爵松方正義
甲號樣式凡例第二項
一　追徵總分ノ來高損ニ歸セシモノハ其徵稅令書ヲ發セヲ年度ノ臺帳ヘ記入スルノトス徵稅令書ヲ發セサルモノハ其指令三月三十一日已前ニ係ルモノハ豫算年度四月一日已降ニ係ルモノハ翌年度ノ臺帳ヘ記入ス
乙號樣式凡例第三項
一　未納滅額ノ內官損及缺損領並追納額ハ本年度未納臺帳ニ登記セル金額ヲ記入ス

海軍一般
海軍一般
○海軍省訓令第二十號
陸路三里未滿海路六里未滿ノ各地ニ在ル各廳艦新書ノ間ヲ往復スル者ハ海軍內國旅費規則ニ依リ車馬賃及船賃ヲ支給セス但橫須賀長浦間ノ如キ渡船ヲ便利トスル場所及艦船ト上陸場トノ間ヲ往返スル通船賃其他至急ノ場合ニ於テ要スル人車馬賃ハ豫算定額內ノ費費ヲ以テ其實費ヲ支拂フヘシ
明治廿一年二月十五日　海軍大臣伯爵西鄕從道

○任命
政務課長ヲ命ス　外務大臣秘書官　加藤高明
在華盛頓公使館在勤ヲ命ス　公使　書記官　佐藤愛麿
中祿年俸下賜　公使館書記官　佐藤愛麿
交際官試補　珍田捨己
電信課長兼勤ヲ命ス（逓商局勤務如故）（以上二月十三日外務省）

○檢定教科用圖書
文部省編輯局に於て昨年十月以降師範學校小學校及中學校の教科用圖書として檢定しる圖書の種類部數冊數又は檢定を經さりしもの并に目下出願人に指示して訂正せしむる者左の如し（文部省）

檢定せし圖書

讀書	廿一部	八十九冊	
習字	廿一部	百六十六冊	
數學	十九部	五十九冊	
地理	十二部	十六冊	
歷史	十二部	四十冊	
理科	九部	廿八冊	
圖畫	五部	卅九冊	
英語	六部	六冊	
農業	十部	三十冊	

手工	一部	三冊	
商業	二部	四冊	
教育	一部	四冊	
圖畫	一部	三冊	
漢文	五部	卅一冊	
博物	二部	六冊	
簿記	二部	三冊	
物理	一部	一冊	

會計七種　百卅部　五百卅冊
檢定を經さりし圖書は七部、十八冊、目下指示訂正中の圖書は六十一部、二百四十五冊なり

○天然痘患者
兵庫縣神戸區中山手通一丁目高橋屋五十一番戸より七十番戸に至て去月廿八日以來本月五日に至る迄痘瘡に罹りし者六名に及へり因て患者は神戸區避病院へ移して療養せしめ其家族衣類等は和田岬消毒所へ送り家具家具等は其家に就き或も消毒の法を施行し尚は廚房及下水溝の汚泥は壹く之を排除し去る遠に去る十日を以て鐵長屋の交通を遮斷せり今該病の系統を探するに義に官報に掲載せし居留外國人傳染病室にある痘瘡患者より感染せし病毒の傳播たるものなるが如し或其外國人の感病を發生せたる源因を廣くに指示せ以て感染を防ぐものなりと云ふ（兵庫縣）

○健全人體の重量
有名なる解剖學者ポルタ氏の算定する所に據れば凡そ健全人體の重量は其身丈より一メートルを加除し頭部のサンチメートルと胸廓のサンチメートルの量數に約むかるへきものとす例へは能く人あり其身丈一メートル七十五サンチメートルなりと假定し而して其體量七十五キログラムあるときは始て健全ノ體量なるべし（昨年十二月十四日醫學會ノ報告ニ據ル）

○大坂商法會議員の定式總會
案は議員者の撰定之に修正より修正と各會員に提出員之を領撰府廳より年にて逐條審他の會員中衰にも關し破らざるべ しさるも多表する者あり會に至りて彼の收支豫算は如何なる補助金を返りやなど議會議員の人能く勝を制審議を先ち議案を提出員は殆んど くし條理に返上除者より 觀明の事より中には補助の精神に出下大坂府廳河口と淀入津料と取支を差引き民は右入津料とい河口へつて商法會議を提出し所の議案を わりて混雜は充分の議取調に從事しと告げ たと主張するれば當夜は なる可らず○官廳登庸の實行期日も之れを 議は此邊に

（以下次號）